

大和証券積立投資約款 新旧対照表

(下線部分改正)

| 現行 | 改正 |
|--|---|
| <p>3. 取得の申込み及び金銭の払込み</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 有価証券(外国証券を含みます。)、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品の果実(配当金については、<u>株式ミニ投資</u>、国内上場外国株式及び当社が規定する株式数比例配分方式により受領する株式等の配当金を指します。)、償還金、売却代金又は解約代金のうち、当社において支払われるものを積立口に払込み、取得の申込を行う取引については、次の各号に掲げる取引方法によりご利用いただけます。</p> <p>① 有価証券(外国証券を含みます。)、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実(配当金については、<u>株式ミニ投資</u>、国内上場外国株式及び当社が規定する株式数比例配分方式により受領する株式等の配当金を指します。))のうち、当社において円貨で支払われるものを当社が応じる範囲内で、<u>公社債投信積立口</u>、<u>中期国債ファンド積立口</u>、<u>ダイワMMF積立口</u>に払込み、取得の申込を行う方法。</p> <p>② (省 略)</p> <p>(3) <u>ダイワMRF</u>(マネー・リザーブ・ファンド)(以下「<u>ダイワMRF</u>」といいます)、<u>ダイワMMF</u>(マネー・マネージメント・ファンド)(以下「<u>ダイワMMF</u>」といいます)、<u>中期国債ファンド</u>、<u>フリーファイナンシャルファンド</u>、<u>公社債投信</u>については、お客様は1回の払込みにつき次の各号に定める金額以上の払込金をその口座に払込むことができます。ただし、当社が別途定める払込方法については、次の各号以外の払込単位とさせていただきます。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② <u>ダイワMMF</u> 1円</p> <p>③ <u>中期国債ファンド</u> 1円</p> <p>④ <u>フリーファイナンシャルファンド</u> 1,000万円以上(1万円単位)</p> <p>⑤ <u>公社債投信</u> 5,000円</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>4. 取得方法、時期及び価額</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>ダイワMRF</u>、<u>ダイワMMF</u>、<u>中期国債ファンド</u>、<u>フリーファイナンシャルファンド</u>、<u>ダイワ外貨MMF</u>については、次の各号の定めに従い取得を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い取得を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF</u>、<u>ダイワMMF</u>については、お客様から取得の申込みがあった日(営業日)の正</p> | <p>3. 取得の申込み及び金銭の払込み</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 有価証券(外国証券を含みます。)、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品の果実(配当金については、国内上場外国株式及び当社が規定する株式数比例配分方式により受領する株式等の配当金を指します。)、償還金、売却代金又は解約代金のうち、当社において支払われるものを積立口に払込み、取得の申込を行う取引については、次の各号に掲げる取引方法によりご利用いただけます。</p> <p>① 有価証券(外国証券を含みます。)、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実(配当金については、国内上場外国株式及び当社が規定する株式数比例配分方式により受領する株式等の配当金を指します。))のうち、当社において円貨で支払われるものを当社が応じる範囲内で、<u>公社債投信積立口</u>に払込み、取得の申込を行う方法。</p> <p>② (現行通り)</p> <p>(3) <u>ダイワMRF</u>(マネー・リザーブ・ファンド)(以下「<u>ダイワMRF</u>」といいます)、<u>公社債投信</u>については、お客様は1回の払込みにつき次の各号に定める金額以上の払込金をその口座に払込むことができます。ただし、当社が別途定める払込方法については、次の各号以外の払込単位とさせていただきます。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>(<u>削 除</u>)</p> <p>② <u>公社債投信</u> 5,000円</p> <p>(4) (現行通り)</p> <p>4. 取得方法、時期及び価額</p> <p>(1)～(2) (現行通り)</p> <p>(3) <u>ダイワMRF</u>、<u>ダイワ外貨MMF</u>については、次の各号の定めに従い取得を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い取得を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF</u>については、お客様から取得の申込みがあった日(営業日)の正午以前に払込金</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|--|
| <p>午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、お取扱部店内で確認されたものに限りま</p> | <p>の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。また、お客様から取得の申込みがあった日が営業日以外の日であれば、当該申込日の翌営業日正午以前に取得の申込みがあったものとして取扱い、申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、お取扱部店内で確認されたものに限りま</p> |
| <p>② <u>ただし、ダイワMRFについては、お客様から取得の申込みがあった日が営業日以外の日であれば、当該申込日の翌営業日正午以前に取得の申込みがあったものとして取扱い、申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>③ <u>中期国債ファンド、フリーファイナンシャルファンドについては、お客様から取得の申込みがあった日（営業日）の翌営業日にお客様に代わって取得します。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>④ <u>ダイワ外貨MMFについては、お客様から取得の申込みがあった日の翌取引日にお客様に代わって取得します。ただし、申込みの締切時間は当社が別途定める時間までとします。</u></p> | <p>② <u>ダイワ外貨MMFについては、お客様から取得の申込みがあった日の翌取引日にお客様に代わって取得します。ただし、申込みの締切時間は当社が別途定める時間までとします。</u></p> |
| <p>⑤ <u>上記①から④までにおける取得価額は、取得日の前日の基準価額とします。</u></p> | <p>③ <u>上記①、②における取得価額は、取得日の前日の基準価額とします。</u></p> |
| <p>⑥ <u>ダイワMRF、ダイワMMFについて申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合及び、ダイワMRFについて営業日以外の日に払込金を受入れた場合並びに、中期国債ファンド、フリーファイナンシャルファンドについて取得の申込みがあった場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、上記①から③までの規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降最初に取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日にお客様に代わって取得します。</u></p> | <p>④ <u>ダイワMRFについて申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合及び営業日以外の日に払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、上記①の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降最初に取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日にお客様に代わって取得します。</u></p> |
| <p>⑦ <u>ダイワ外貨MMFについて取得の申込みがあった場合において、一定の事由により申込日の翌取引日の前日の基準価額の計算が停止されたときは、上記④の規定にかかわらず、当該取得の申込みを停止します。</u></p> | <p>⑤ <u>ダイワ外貨MMFについて取得の申込みがあった場合において、一定の事由により申込日の翌取引日の前日の基準価額の計算が停止されたときは、上記②の規定にかかわらず、当該取得の申込みを停止します。</u></p> |
| <p>(4) (省略)</p> | <p>(4) (現行通り)</p> |
| <p>6. 果実等の再投資 (1) (省略) (2) <u>ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファン</u></p> | <p>6. 果実等の再投資 (1) (現行通り) (2) <u>ダイワMRF、ダイワ外貨MMFについては、</u></p> |

| 現行 | 改正 |
|---|--|
| <p>ド、フリーファイナンシャルファンド、ダイワ外貨MMFについては、次の各号の定めに従い果実等の再投資を行います。ただし、各ファンドの目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い取得を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンド、フリーファイナンシャルファンド</u>については、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合には、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの収益分配金を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該積立口に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で取得します。</p> <p>②～④ (省 略)</p> | <p>次の各号の定めに従い果実等の再投資を行います。ただし、各ファンドの目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い取得を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF</u>については、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合には、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの収益分配金を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該積立口に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で取得します。</p> <p>②～④ (現行通り)</p> |
| <p>7. 有価証券又は金銭の返還</p> <p>(1) ～ (2) (省 略)</p> <p>(3) <u>ダイワMRF、ダイワMMF、中期国債ファンド、フリーファイナンシャルファンド、ダイワ外貨MMF</u>については、次の各号の定めに従い金銭の返還を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い金銭の返還を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF</u>については、お客様から返還の請求を営業日の正午以前に受入れ申込日の受取をお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受入れたとき又は正午以前に受入れ翌営業日の受取をお申出されたときは翌営業日をお支払日（以下「受渡日」といいます）として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。</p> <p>② <u>ただし、ダイワMRF</u>については、お客様から返還のご請求を営業日以外の日に受入れたときは翌営業日を受渡日として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。</p> <p>③ <u>ダイワMMF、中期国債ファンド</u>については、お客様から返還のご請求を受けたときは、翌営業日以降を受渡日として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。</p> <p>④ <u>フリーファイナンシャルファンド</u>については、お客様から返還のご請求を受けたときは、申込日から起算して5 営業日目以降を受渡日として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。</p> <p>⑤ <u>ダイワ外貨MMF</u>については、お客様から当社が別途定める時間までに返還のご請求を受けた時は、その翌取引日以降を受渡日として換金のうえ、その代金を外貨又はその円貨相当額でお支払いすることにより返還します。</p> <p>⑥ <u>上記①から④</u>までにおける換金価額は受渡日</p> | <p>7. 有価証券又は金銭の返還</p> <p>(1) ～ (2) (現行通り)</p> <p>(3) <u>ダイワMRF、ダイワ外貨MMF</u>については、次の各号の定めに従い金銭の返還を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い金銭の返還を行います。</p> <p>① <u>ダイワMRF</u>については、お客様から返還の請求を営業日の正午以前に受入れ申込日の受取をお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受入れたとき又は正午以前に受入れ翌営業日の受取をお申出されたときは翌営業日をお支払日（以下「受渡日」といいます）として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。また、お客様から返還のご請求を営業日以外の日に受入れたときは翌営業日を受渡日として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>② <u>ダイワ外貨MMF</u>については、お客様から当社が別途定める時間までに返還のご請求を受けた時は、その翌取引日以降を受渡日として換金のうえ、その代金を外貨又はその円貨相当額でお支払いすることにより返還します。</p> <p>③ <u>上記①</u>における換金価額は受渡日の前日の基</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|--|
| <p>の前日の基準価額とします。<u>なお、ダイワMMF、中期国債ファンドについては、受渡日が取得日から30日以内の場合には、大和証券投資信託委託株式会社に代わり、1万口当り10円の信託財産留保額を申し受けます。</u></p> | <p>準価額とします。</p> |
| <p>⑦ 上記①、②にかかるダイワMR Fについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、別途大和証券総合取引約款に定める自動運用買付・換金取引に基づく取扱いを解除する場合を除き、換金代金とともに支払いません。</p> | <p>④ 上記①にかかるダイワMR Fについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、別途大和証券総合取引約款に定める自動運用買付・換金取引に基づく取扱いを解除する場合を除き、換金代金とともに支払いません。</p> |
| <p>⑧ <u>上記③、④にかかるダイワMMF、中期国債ファンド、フリーファイナンシャルファンドについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、換金代金とともに支払います。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> |
| <p>⑨ 上記⑤にかかるダイワ外貨MMFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終取引日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、所定の国内源泉税を控除後、外貨又はその円貨相当額で換金代金とともに支払います。</p> | <p>⑤ 上記②にかかるダイワ外貨MMFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終取引日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、所定の国内源泉税を控除後、外貨又はその円貨相当額で換金代金とともに支払います。</p> |
| <p>(4) ~ (6) (省 略)</p> | <p>(4) ~ (6) (省 略)</p> |
| <p>8. キャッシング（即日引出）</p> | <p>8. キャッシング（即日引出）</p> |
| <p>(1) お客様が、上記7. (3) ①から③までに定める、営業日の正午を過ぎて受入れたもしくは営業日以外の日に受入れたダイワMR Fの返還請求、<u>ダイワMMFの返還請求又は中期国債ファンドの返還請求に基づき、当社が引渡すべき金銭相当額について返還の請求を行う当日に受取を希望する場合は、次の各号（以下「キャッシング」といいます）により取扱います。</u>なお、キャッシング（ATMご利用時のキャッシングを含む）の利用申込書の提出は不要とします。</p> | <p>(1) お客様が、上記7. (3) ①に定める、営業日の正午を過ぎて受入れたもしくは営業日以外の日に受入れたダイワMR Fの返還請求に基づき、当社が引渡すべき金銭相当額について返還の請求を行う当日に受取を希望する場合は、次の各号（以下「キャッシング」といいます）により取扱います。なお、キャッシング（ATMご利用時のキャッシングを含む）の利用申込書の提出は不要とします。</p> |
| <p>① キャッシングの申込みがあった場合、当社は、<u>ダイワMR F、ダイワMMF、中期国債ファンドの残高と申込日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は各々500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワMR F、ダイワMMF、中期国債ファンドを担保に、金銭を貸出すことができます。</u>ただし、お客様の取引状況により、貸出しをしない場合もあります。</p> | <p>① キャッシングの申込みがあった場合、当社は、ダイワMR Fの残高と申込日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は各々500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワMR Fを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客様の取引状況により、貸出しをしない場合もあります。</p> |
| <p>なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。</p> | <p>なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。</p> |
| <p><u>(ダイワMR F)</u></p> | <p>返還可能金額＝解約口数× 基準価額</p> |
| <p><u>(ダイワMMF及び中期国債ファンド)</u></p> | <p>返還可能金額＝解約口数× 基準価額</p> |
| <p><u>返還可能金額＝解約口数× 基準価額＋</u> <u>{ (A) : 解約される受益権にかかるキャッシングの申込みがあった日</u></p> | <p>返還可能金額＝解約口数× 基準価額</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><u>の前日までの分配金} - 源泉税相当額 { (A) × (所得税率+地方税率) }</u></p> <p>② 上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応するダイワMR F、<u>ダイワMMF、中期国債ファンド</u>について、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、上記7. (3) ①から③までに定める営業日の正午を過ぎて受入れた、もしくは営業日以外の日に受入れたダイワMR Fの返還請求、<u>営業日の正午を過ぎて受入れたダイワMMFの返還請求、又は中期国債ファンドの返還請求</u>に基づく換金手続きを行います。</p> <p>③ 上記②の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高金額の返済にあてます。当該金銭とは別に、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出利息として当社がもらい受けます。<u>ただし、ダイワMR Fについての当該貸出利息は当該受渡日の属する月の最終営業日に当社がもらい受けます。</u></p> <p><u>(ダイワMR F)</u></p> <p>A = (a : 解約口数 × キャッシング請求日の翌営業日前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入)) - a × 所得税率 (円未満切捨) - a × 地方税率 (円未満切捨)</p> <p>B = (b : 解約口数 × キャッシング請求日の前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入)) - b × 所得税率 (円未満切捨) - b × 地方税率 (円未満切捨)</p> <p>貸出利息 = A - B</p> <p><u>(ダイワMMF 及び 中期国債ファンド)</u></p> <p><u>貸出利息 = 上記②の換金手続きに基づく金銭 - 上記①の換金手続きに基づく金銭</u></p> <p>なお、当該貸出利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。</p> <p>④ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>附 則 この約款は、平成 <u>28</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>② 上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応するダイワMR Fについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、上記7. (3) ①に定める営業日の正午を過ぎて受入れた、もしくは営業日以外の日に受入れたダイワMR Fの返還請求に基づく換金手続きを行います。</p> <p>③ 上記②の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高金額の返済にあてます。当該金銭とは別に、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出利息として<u>当該受渡日の属する月の最終営業日に当社がもらい受けます。</u></p> <p>A = (a : 解約口数 × キャッシング請求日の翌営業日前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入)) - a × 所得税率 (円未満切捨) - a × 地方税率 (円未満切捨)</p> <p>B = (b : 解約口数 × キャッシング請求日の前日までの分配金単価合計 (円未満四捨五入)) - b × 所得税率 (円未満切捨) - b × 地方税率 (円未満切捨)</p> <p>貸出利息 = A - B</p> <p>なお、当該貸出利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。</p> <p>④ (現行通り)</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>附 則 この約款は、平成 <u>30</u> 年 <u>6</u> 月 <u>18</u> 日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |